

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
1	R5.11.17	市政懇談会	湯口	農林部	農村林務課	クマの対策について	<p>今年は、県内各地でクマが人家に出没し、住民が被害にあっている例が多く報道され、花巻市内でも先般市街地でのクマの目撃や捕獲などが報ぜられている。また、今年はクマの餌となる山の木の実の不作が予想されており、そのとおりとすれば冬眠を控えたこれからの時期は、ますます餌を求めて人里や市街地に降りてくるのではないかと危惧している。</p> <p>駆除も含めて、これまでのクマ対策の対応と今後の見通しについて伺いたい。</p>	<p>花巻市内における本年度のツキノワグマの目撃件数(10月末日現在)は426件で、前年同期と比較して244件多くっており、湯口地区では昨年より78件多い95件となっている。</p> <p>人身被害については、本年度はこれまでに3件発生しており、1件目は10月1日、大迫町外川目地内で男性1名、2件目は10月15日、同じく大迫町外川目地内で男性2名、3件目は10月22日、石鳥谷町大瀬川地内で男性1名がツキノワグマに襲われ、頭や顔、足、腕などに傷を負った。</p> <p>ツキノワグマの出没に対する市の対応について、広報活動としてツキノワグマの被害に遭わないための対策を市ホームページや広報紙で随時お知らせしている。</p> <p>市街地等でのツキノワグマの目撃情報が市に寄せられた際には、市ホームページで目撃場所を公開するとともに、市公式SNS(フェイスブック、エックス)、コミュニティFM、東和有線放送でも目撃情報を発信し、注意喚起を図っている。また、関係機関(警察、消防、花巻市鳥獣被害対策実施隊、教育委員会等)と連携し、目撃場所付近の保育施設、学童クラブ、学校への情報提供や、日中の警戒パトロール、広報車による広報活動、行政区長への情報提供等を行い、人的被害の防止に努めている。</p> <p>市では、ツキノワグマの追い払いや捕獲活動を行うとともに、有害鳥獣対策支援員を任用して6月から10月の間、2人体制で週3日(月・水・金曜日)、ツキノワグマの目撃情報があった地域を重点的にパトロールしている。ツキノワグマが出没した際は、市農村林務課あるいは各総合支所地域振興課が警察、花巻市鳥獣被害対策実施隊、市の関係部署へ速やかに情報共有を図る体制を整備し、初動対応を強化している。また、有害鳥獣の生態に詳しい専門家を有害鳥獣対策アドバイザーとして任用し、鳥獣対策に関する相談に対応するとともに、希望のあった地域に伺って有害鳥獣対策等の研修会も行っている。アドバイザーに相談したい方はお気軽にご相談いただきたい。</p> <p>市では緊急対策として、先月、材木町地内でツキノワグマが目撃された際には、警察等関係機関と相談の上、付近住民に不要不急の外出を控えるよう広報を行った。また併せて、見通しの悪い市街地などでクマと出会い頭に遭遇する可能性のある付近の小中学校に通う児童・生徒の通学時の安全を確保するために、保護者の皆様に車での送迎をお願いするとともに、送迎が難しい家庭には、市の公用車やバス、タクシーを配車し、人的被害の防止に努めた。</p> <p>ツキノワグマの被害に遭わないために皆様をお願いしたいことは、「不要不急の外出を控える」「ラジオなど音の出るものを携帯する」「ツキノワグマの行動が活発になる早朝、夕方は周囲に気を付け、森林のそばの農地は、ツキノワグマの出没ルートとなりやすいので特に注意し、周囲の木の伐採を行う」「できるだけ単独での行動を避ける」「ツキノワグマを誘引する生ごみや野菜・果実の廃棄残渣や収穫後の放置果実を適切に処理、除去する」「ツキノワグマは収穫物の収納庫に入り込んで採食することもあるため、収納庫はきちんと施錠するなど管理を徹底する」「草刈機などに使われるガソリンなどの揮発性物質や、コンポストの発酵臭もツキノワグマを誘引するため保管場所等に注意する」「墓地のお供えものは持ち帰る」「不要な果樹(柿、クリ等)は伐採を検討する」ということである。</p> <p>もしクマに出遭ってしまった場合は「あわてず、騒がずクマを刺激しない」「急に立ち止まったり、大声をあげたり、物を投げつけたり、背中を見せて走って逃げたりしない(逃げると本能的に追いかけてくる)」「クマの動きを見ながらゆっくり後退する」「間近でクマに遭遇した場合はうつぶせで頭部をガードする」ことをお願いしたい。</p> <p>岩手県は、県内に生息するツキノワグマの個体数の増加を抑え、科学的かつ計画的な管理を実施することにより、生物多様性保全の理念の下で地域個体群の長期にわたる安定的な維持並びに人的被害及び農林業被害の軽減を図り、人とツキノワグマの共存関係を構築するため「岩手県ツキノワグマ管理計画」を策定している。令和4年4月1日から令和9年3月31日を計画期間とする「岩手県第5次ツキノワグマ管理計画」によると県内のツキノワグマの推定個体数は、3,700頭で、令和9年度末までに3,400頭に減らすこと目標としている。また、「岩手県第5次ツキノワグマ管理計画」では、年度ごとにツキノワグマの捕獲頭数の上限を設定しており、県は近年の捕獲実績を踏まえ令和5年度の捕獲上限頭数を県全体で686頭に設定し、これは令和4年度の捕獲上限頭数の626頭より60頭多く、過去最多の捕獲上限頭数となっている。</p> <p>ツキノワグマが出没した際の対応は、岩手県が定める「岩手県第5次ツキノワグマ管理計画」において、追払いが原則とされているが、人身、農林業被害の防止を目的とする場合には捕獲が認められている。ツキノワグマの捕獲の際には岩手県の許可が必要だが、緊急時には岩手県が指定した期間内に限り、県から花巻市に配分された頭数の範囲内で市の判断により捕獲することが認められている。岩手県が指定した捕獲期間は令和5年4月29日から令和5年10月25日の</p> <p>180日間、花巻市の判断で捕獲できる頭数は令和4年度、令和5年度とも28頭で、今年度は10月末現在で22頭、11月に1頭捕獲している。この度、岩手県は県内のツキノワグマによる人身被害が過去最多を更新していることから、花巻市の判断で捕獲できる期間を11月30日まで延長するとともに、花巻市の判断で捕獲できる頭数を9頭増やし37頭とした。市では、必要な時に必要な個所に速やかにツキノワグマの捕獲用わなを設置できるように捕獲用わなの保有台数を増やし捕獲体制を強化することで、人身、農林業被害の防止に努めてまいりたい。</p> <p>ツキノワグマが出没しづらい環境づくりとして、市ではツキノワグマの生態に詳しい岩手大学農学部森林科学科山内准教授に依頼し、県南広域振興局花巻土木センター治水環境課と市農村林務課職員が立会い11月6日に市街地に出没するツキノワグマの通り道となりうる豊沢川河川敷の現地調査を実施した。花巻土木センターでは、山内准教授の意見に基づき、JR鉄橋付近と不動橋付近の数の草刈りを実施することとし、11月13日から草刈りを実施している。</p> <p>また、現在、来年度に向け、山内准教授に瀬川や北上川の河川敷についても、現地調査の実施とクマの通り道となる数等の草刈りのポイントについて助言いただくよう依頼しているところであり、山内准教授からの助言に基づき、来年度のクマ対策のため、岩手県に河川の草刈り等について協力いただくようお願いしていく。さらに、来年度において、ツキノワグマの誘因物となりうる不要な柿や栗を除去するため、柿の木や栗の木の伐採に対する補助金の創設についても検討しているところである。</p>
2	R5.11.17	市政懇談会	湯口	農林部	農村林務課	有害鳥獣対策アドバイザーについて	<p>令和3年度から令和5年度までを計画期間とする市の鳥獣対策計画の中に、専門的な知識を有した有害鳥獣対策アドバイザーという記載があるが、現在何名を任用しているか。</p>	<p>アドバイザーについては現在1名を任用しているが、クマの出没等が増えている状況の中、1名では対応が難しいことから、来年度は1名増員したいと考えている。</p>

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
3	R5.11.17	市政懇談会	湯口	農林部	農村林務課	有害鳥獣対策アドバイザーを活用した研修等について	有害鳥獣対策アドバイザーを活用した研修や訓練の機会の創出についてどのように考えているか。	<p>【農林部長】 最近の事例では、鹿の被害に困っている地域から電気柵の設置についてアドバイスが欲しい旨の希望があり、研修を行っている。地域からの要望があれば、クマの対策等についてもアドバイスはできるので、ぜひご相談いただきたい。</p> <p>【市長】 研修について、現在はアドバイザーが1名しかおらず、数週間前のようにクマの出没が頻繁な時期には対応が難しいと思う。さらに、現在任用しているアドバイザーは冬期間は鹿の駆除を行っている。 来年度はアドバイザーを2名に増員する予定であり、そうした中で研修等を行う時間を取るのであれば、積極的に実施する必要があると思う、各学校や老人クラブなどに対しては市から働きかけていくことも必要だと思う。 アドバイザーだけで対応するのは難しいかもしれないが、現在は消防のOBの方々にもパトロールをさせていただいていることから、場合によってはそういった方々の協力もいただきながら、研修を行っていくことについては来年度に向けて計画していく必要があると思う。</p>
4	R5.11.17	市政懇談会	湯口	農林部	農村林務課	鳥獣対策計画における教育委員会との連携について	鳥獣対策計画について、令和6年度からの次期計画の見直しを進めていることと思うが、教育委員会との連携についてどのように考えているか。	<p>農村林務課と教育委員会では、クマが出没した際の連絡体制は既に整えている。 クマが出没した際には、通常、警察署から農村林務課へ情報が来ることになっており、農村林務課から教育委員会や関係機関に連絡をすることになっている。</p>
5	R5.11.17	市政懇談会	湯口	農林部	農村林務課	クマの出没傾向について	クマは同じところに出没する傾向があるようだ。以前、農地に何度かクマが出たことがあったが、駆除してもらったところ、その後はクマが来なくなった。	クマは同じ場所に出没する傾向があるため、罠を設置する際には、一度クマが出た場所を中心に設置している。
6	R5.11.17	市政懇談会	湯口	農林部	農村林務課	クマによる物損被害について	クマを駆除する条件について確認したい。当地区では物損被害が多く出ているが、なかなか駆除の対象としてもらえない。物損被害は駆除の対象にならないのか。	<p>【農林部長】 クマについては、岩手県から基本的には追い払いの対応をすることとされており、駆除する場合には、人的被害がありそうな場合や農作物被害があるということを目安としている。 岩手県の管理計画によると、クマの駆除は原則として人身への危害が発生または発生する可能性が高い時とされているが、物損被害があるということは人身被害にも及ぶ可能性があるということだと思うので、対象とすべきかどうか検討させていただきたい。</p> <p>【市長】 これまで市の判断で駆除を認められている頭数分については、ほぼ全頭駆除している。人身被害の危険性が高い場合や実際に農作物被害があった場合に駆除をしていくと、認められた枠が埋まってしまう状況であった。今年度はクマの出没の状況を踏まえ、年度途中で枠が増やされていることから、来年度も枠が増えるようであればより多く捕獲できることになる。物損被害が何度も発生するということは、人に被害が及ぶ危険性が高まっていることなので、枠の問題はあるが、駆除することについて検討する必要はあると思う。 人家のあるところでは猟友会の方々も発砲することができず、罠を仕掛けるしかない状況であるが、罠の数も増やしているので、今後もしっかり対応していきたい。</p>

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
7	R5.11.17	市政懇談会	湯口	建設部	道路課	南中根子大谷地地区にできるスマートインターについて	スマートインター開設の全体コストと市のコスト、そして完成に伴う期待される効果(利便性と有効活用等)について教えていただきたい。	花巻PASmartインターチェンジは令和元年9月27日に新規事業化が決定され、令和3年10月より工事に着手し、現在は舗装工事と施設設置工事を行っており、今年度中の開通を目指している。 整備事業費は全体約21億6千万円であり、そのうち市の負担額は約3億3千万円となる予定である。ただし、市の負担額に対しては、国からの補助金が約1億6千万円入り、また残りの約1億7千万円についても、合併特別債という有利な起債を活用することにより後年度に国からの交付税が約9千万円措置されることになる。その結果、実質的な市の負担額は、約3億3千万円の負担額から、それら約2億5千万円を差し引いた約8千万円になると試算している。 完成後の整備効果については「中部地区の基幹病院である岩手県立中部病院の20分カバー圏域が拡大するほか、矢巾町の岩手医科大学付属病院岩手県高度救命救急センターへのアクセス向上につながり、円滑な救急医療活動の実施が期待できること」「花巻機械金属工業団地を含む周辺の工業団地や花巻市公設卸売市場など、現地企業等の産業活動の利便性が格段に向上するほか、現在整備中の(仮称)花南産業団地への新たな企業誘致が期待できること」「富士大学や道の駅「はなまき西南」とのアクセス性が向上し、地域の活性化が期待できること」「令和4年度に整備を完了した市道山の神諏訪線を利用することにより、国道4号へのアクセスが向上すること」が考えられる。
8	R5.11.17	市政懇談会	湯口	建設部	道路課	南中根子大谷地地区にできるスマートインターについて	県道花巻和賀線との接続に伴い交通量が增加することが予想されるが、今後の対策として、信号機や歩道、道路のカラー舗装などの整備について教えていただきたい。	【建設部長】 今回新たに整備される花巻PASmartインターチェンジと、県道花巻和賀線との接続する交差点について、計画交通量はスマートインターチェンジ全体で一日当たり約2,100台、県道側は約1,000台見込んでいる。これをもとに県道の出入口には新たに右折レーンが設置され、花巻PASmartインターチェンジ側は「一時停止」としたT字の交差点となり、信号機やカラー舗装の計画はない状況である。 このことについて、信号機を管轄する花巻警察署及び道路管理者の花巻土木センターに確認したところ、いずれも「今後の交通量を見て、必要性を検討する。」とのことであった。 また、県道花巻和賀線の歩道については、東北自動車道を渡る橋から東側の交差点までは、両側歩道で、その他は、片側歩道になっており、スマートインターチェンジの整備に合わせ交差点改良を行った箇所は、現状の歩道機能は維持したものとなっている。 今後の歩道整備について花巻土木センターに確認したところ「歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性を考慮しながら整備を進めている状況である。当該箇所については、早期の整備は難しい状況だが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していく。」とのことであった。 県道花巻和賀線と市道山の神諏訪線の交差点については、令和3年12月24日に市道を一部供用開始したところ、信号の無い交差点で事故が数件発生したことから、市では県道花巻和賀線を含む交差点には、信号機が必要と考え、岩手県警察本部に要望を行っており、今年度内に1基新設されている。 市としては信号機が設置されるまでの事故対策として、交差点に赤着色の路面標示や、電光掲示板の設置等を実施しているが、引き続き、必要な個所に信号機の要望を行い交通安全対策に努めてまいりたい。 【市長】 信号機の設置については、交通違反の罰金を財源としており、なかなか簡単に設置されない状況である。資材や人件費が高騰し信号を設置するための値段が上がっているのに、信号設置の予算が減額となっている。県によっては、不足分を県予算で出しているところもあるが、岩手県では県独自に予算をつけていないことから、信号機がなかなか増えない状況となっている。 先日、岩手県警を訪問し、今年5基設置していただきたい旨をお伝えし、その中でも特に花巻和賀線ともう1か所の設置をお願いしたいという話をしてきたが、信号機の設置基準として交通量が300台以上あることとしており、花巻和賀線も基準に満たないことから設置はできないとのことであった。スマートインターが開通すれば300台の交通量は超えると想定されることから、来年度設置して欲しいと言ったところ、それもできないという回答であったが、スマートインター開通後に調査をして、その結果を基に優先的に設置するよう検討してほしいと話をしている。 歩道についても、盛岡和賀線の北湯口地区で測量が始まり、大瀬川で工事が始まっているが、あれほど交通量の多いところでも歩道設置に相当な時間を要しており、それを考えると花巻和賀線の歩道を延長するのは難しいと思う。国の補助金をもらえる可能性もあるが、あまり大きな金額ではなく、岩手県の財政状況も考えると、急激に進めることは難しい状況であるが、継続して要望していく必要がある。
9	R5.11.17	市政懇談会	湯口	農林部	農政課	農業経営基盤強化促進法の改正について	振興センターに第2次花巻市まちづくり総合計画のパブリックコメントの資料が置かれているが、まちづくりの基本方針に「農業の振興」があり、その中に「農業経営基盤強化促進法の改正」と書かれているが、これは昨年の農地法の改正のことではないか。	現在、地域で「農地プラン」というものを作成し、農協の農家組合単位で、10年後の地域の農業者をどうしていくかということを計画していたが、法律が改正されたことで、一段グレードアップした計画を作ることとなった。地域で10年後の農地を誰が耕作していくかということを一筆ごとに名前を貼り付けて地域計画を作成することとなり、令和7年3月までに策定することとなっている。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
10	R5.11.17	市政懇談会	湯口	農林部	農政課	人・農地プランについて	その計画の策定に当たって、農林水産省が令和2年に出した「新たな食料・農業・農村基本計画」や一昨年出された「みどりの食料システム戦略」を参考にしているか。	担い手について、これまでは認定農業者や新規就農者に限られていたが、間口を広げ、認定農業者等でなくても地域で農地を預けようとする方を食料農業農村基本法の多様な担い手として位置付け、基盤強化促進法で改めて直すということになったものと認識している。
11	R5.11.17	市政懇談会	湯口	商工観光部	観光課	花巻南温泉郷への誘客について	花巻空港の台湾便が再開して半年が経過し、台湾便の利用が過去最高ペースだという新聞記事を見た。その記事の中には、花巻温泉を台湾人宿泊客約300人が利用したが、これでも繁忙期の半分程度とのことであった。 収容力や語学堪能な社員の養成、人材不足など様々な課題はあるかと思うが、花巻南温泉郷にも呼び込めないものか。	台湾便は好調だが、花巻温泉に来ている方々は必ずしも花巻空港から来ているということではない。 現在、花巻南温泉峡も含め、花巻の温泉の客単価は上昇している。昨年度、志戸平温泉や大沢温泉、新鉛温泉など複数の温泉宿泊施設事業者は国から1施設当たり上限1億円の補助金をもらって施設の整備を行った。この補助を受けるに当たっては、各施設でも費用を負担する必要があることから、施設を整備した結果、客単価が上昇しているものである。 花巻空港に就航する台湾便は比較的安い観光団体旅行の利用が多く、客単価の高い花巻の温泉に泊まらないツアーも多い。花巻温泉では独自に台湾へ営業に行っているために台湾からの利用客が多くなっている。コロナ禍の令和4年の本市の宿泊者数は、コロナ前の令和元年と比較し約79%であったが、花巻温泉の今年8月の売り上げは史上最高という状況で、好調な状況が続いていると認識している。花巻南温泉峡においても、客単価が上がっており、経営としては好調な状態である。 温泉によっては、海外からの客が増えなくても日本人の客でやっていけると話すところもあるが、市としても海外からの誘客は必要であると考え、12月には東北観光推進機構主催の台北市でのイベントに花巻市を紹介するブースを設けることとしている。また、来年にはタイでも同様にブースを設ける予定としており、花巻南温泉峡についても宣伝していきたい。 今後を考えると、日本人の観光客は間違いなく減少していく。花巻市において65歳から74歳までの人口は減少し始めたが、75歳以上の人口は増加を続けており、健康で旅行をするという人はとんとん減ってくる。さらに、定年延長の影響なども考えると、日本人の観光客だけに頼っていると将来的には厳しくなるので、外国人観光客を増やすための取組を行ってきたい。
12	R5.11.17	市政懇談会	湯口	商工観光部	観光課	温泉組合などとの連携について	今後、事業を進めていく上では、温泉組合などの関係団体との連携、協力をしていかなければいけないということになるか。	関係団体との連携等は必要であるし、現時点でも既に密接に連絡を取り合っている。 コロナ禍の令和2年度から令和4年度において、花巻市は温泉施設等に対して約15億円の補助をしてきたが、この補助については国の補助金が出るよりも前に行っている。補助金を出してから終了するまで、各温泉旅館からは毎週利用状況の報告をいただいており、その様子を見ながら補助の継続等について検討してきており、各温泉施設事業者の協力のおかげで必要な支援を行うことができたという状況である。
13	R5.11.17	市政懇談会	湯口	建設部	道路課	除雪について	除雪業者について、鍋倉はどの業者に決定したか教えていただきたい。	本日(11月17日)、除雪の契約に係る説明会を実施し、業者との契約書のやり取りを始めたところである。 除雪の業者については、基本的にはこれまで除雪をしてきた業者が継続して行うこととしており、鍋倉地区においては、大和造園土木や成和建設が行うこととなる。 年々、除雪を行う業者が減少してきており、数年前に78社であったのが、今シーズンは70社となっている。こうした状況から、地区によっては前年まで来ていた業者と別の業者になるということもある。  ※令和5年11月20日に発言者へ電話で、鍋倉地区を除雪する業者は、大和造園土木(株)や成和建設(株)のほか、南庄栄も行うことを伝えた。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
14	R5.11.17	市政懇談会	湯口	地域振興部	地域づくり課	防犯灯の設置について	防犯灯について、どのようにしたら設置できるのか教えていただきたい。	防犯灯については、各地区のコミュニティ会議が地域づくり交付金を活用して設置していただくこととなる。湯口地区においても、昨年9基の防犯灯が設置されている。 設置が必要と思われる場所がある場合には、コミュニティ会議に相談いただき、交付金を活用いただきたい。
15	R5.11.17	市政懇談会	湯口	地域振興部 健康福祉部	防災危機管理課 健康づくり課	指定緊急避難場所について	9月に行われた防災訓練で湯口振興センターへの避難を体験したが、当振興センターだけでは地区民全員が避難した場合に対応できない。 丈夫な建物に避難するというので、志戸平温泉などに緊急の際には一時的に受け入れてほしいとお願いにいったこともあるが、イーハトーブ病院が移転することなので、その建物を指定緊急避難場所とすることについて検討いただきたい。	【地域振興部長】 防災訓練の際に感じた課題ということで、市としても検討する必要があると思っている。 避難場所について、お話のあった温泉等を一時的な避難場所として使わせていただくということについても、今後検討が必要だと思う。 イーハトーブ病院の建物を避難所にする場合には、備蓄品を保管したり電気を通したりするなど、日常的な管理も必要になってくるため、現実的には難しいと考えている。 今、地域の方々が心配されているのは、多くの方が避難する必要が生じた際に収容できる場所がないという事だと思うので、今後の避難計画を考える上で、検討していきたい。  【市長】 温泉でも以前は5,000円程度で宿泊させていただけただけのこともあり、客単価が上がっている中でどうなるかは分からないが、話し合う必要はあると思う。また、長期的な避難になる場合には、総合体育館の利用などを考えた方が良いと思う。 イーハトーブ病院について、病院は移転するものの、老健施設は当面の間残すという考えをされており、すぐに建物が空くという状況ではない。 湯口振興センターで収容できない場合には、災害の規模にもよるが、市内の他の施設で十分に対応できるものと考えている。
16	R5.11.17	市政懇談会	湯口	建設部	道路課	林道の整備について	20年以上前に、志戸平温泉手前の堰堤が崩れて車両が通行できなくなったことがあった。その際には、渡からはなまき荘の裏に出る林道を通って車を移動した。 その道路を今年の春に通ったところ、砂利は敷かれていたが、しっかりと整備をしなければ、いざというときに車両が動けないという状況になりかねない。	【道路課長】 林道については、避難をするために大きな車が入るということは想定されておらず、山に入って仕事をする方々が必要な幅やルートを考えて作られたものである。 倒木があったり、雪解けなどにより道路がえぐれていた場合には復旧作業を行っているが、快適に通行するための整備ということには行っていない。 具体的な場所やどういったことにお困りなのかをお知らせいただいた上で、ルートの変更などが必要な場合には農林部も交えながら相談させていただきたい。  【市長】 お話のあった林道は雪が降ったりした場合に通行できないという問題もあると思うが、利用する方も少ない中、雪が降っても通行できるように道路を整備することは難しいと思う。もし道路の整備ができたとしても、雪が降ると除雪の問題も出てくることから簡単には利用できないと思う。 現在、花巻大曲線のトンネルが作られているところであり、雪のない時期で有ればそちらの道を使って移動することができる。 事故や災害に備えて、トンネルも含めた冬季間も通行可能な道路をすぐに造るということは難しいと思うので、車の通行ができないような事態が発生した場合には、ヘリコプターで物資を運搬してもらうなどの対応をとることになるのではないと思う。  ※お話があった林道は東松沢線であり、令和5年11月21日にパトロールし、異状がないことを確認。 令和5年11月24日に発言者へ電話で、林道東松沢線に対してご要望があるかお聞きしたところ「常に通行できる状態を維持していただきたい。」とのお話であった。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
17	R5.11.17	市政懇談会	湯口	健康福祉部 市民生活部	国保医療課 市民登録課	保険証とマイナンバーカードの紐づけについての紐づけについて	保険証とマイナンバーカードの紐づけが進んでいるが、メリットとデメリットについて教えていただきたい。	保険証をマイナンバーカードに紐づけするメリットは大きくないと思っている。マイナンバーに紐づけすることで、治療のデータを他の病院でも見ることができるというメリットがあるとされているが、それが喫緊の課題とは感じていない。 マイナンバーカードを保険証として使うことについて反対はしないが、これまでどおりに保険証を使っている方々が不便になるようなことはやるべきではないと思っている。 マイナンバーカードを利用すれば、住民票や戸籍などをコンビニで取ることができるようになり、市の窓口を利用する人も減ってくと予想される。人口が減少している中、市の職員数も減らしていくことが必要であり、このように合理的なことはやっていく必要があると思う。ただし、これについても、コンビニでの手続きが難しい人もいるので、そういう方々のために窓口でもしっかりと対応する必要があると思っている。
18	R5.11.17	市政懇談会	湯口	総合政策部	広報情報課	マイナンバーカードの紐づけについて	マイナンバーカードの公金受取口座が誤っていたもので、修正申請のないもの600件ほどについて登録を抹消したというニュースを見た。 マイナンバーカードの紐づけについて、セキュリティが上手くいっていないことは政府も認めているところだが、花巻市としてセキュリティをしっかりとから進めるよう要望等を出すことはあるか。	人がやる作業であり、間違いが生じることもあるが、間違いがあったとしてもやっていかないと制度としてなかなか進んでいかない。ただし、セキュリティの問題が発生した場合に個人が損害を受けるのはおかしいと思う。 国では、国が意図的あるいは意図的に近いような不注意で誤った場合のみ責任を負うと規定に書いているが、国が誤った場合には全て国で責任を持つから安心して手続きしてほしいというのが正しいやり方ではないかと思っており、この事については国に言い続けていることである。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
19	R5.11.21	市政懇談会	八日市	地域振興部 建設部	定住推進課 建築住宅課	空き家問題について	<p>多くの地区で空き家が増え、小動物の住み家になったり、家の周りの樹木が成長し、道路や水田に張り出すなど、地域でも問題となっているケースが増加している。</p> <p>また、高齢者しかいない地域が増え、農業や地域活動の担い手が不足しているなど、将来的に多くの不安を抱えている地域も多くみられる一方、都市部の住民で、都会の喧騒を離れ、地方に移住したいと考えている人も多いということがマスコミで流されたりしている状況もあるようだ。</p> <p>このような状況の中、すでに空き家になっている住宅で、取り壊したい、あるいは、買いたいけどどうしたらいいのかわからないとか、今後空き家になる予定だが、活用してくれる人が居たら使ってほしい、というようなケースもあるようだ。</p> <p>空き家は、個人の財産管理という難しい点があるが、地域の空洞化、活力の低下を招く原因となっていることから、地域と行政が情報を共有しながら、良い方向に向けていくことが必要かと考える。</p> <p>市として、空き家の処分への支援、問題を抱えている持ち主に対する相談、空き家バンクへの情報の収集、情報の発信など、現在どのような体制が取られているのか、また、地域と連携して取り組める体制づくりについて、ご所見をお伺いしたい。</p>	<p>【地域振興部長】</p> <p>当市では空き家の有効活用を通じて、移住及び定住を促進し、地域の活性化を図るため、平成27年に「花巻市空き家バンク設置要綱」を定め、市内の不動産事業者と連携して空き家バンクへの登録物件の募集を行うとともに、空き家バンク登録にかかる相談にも応じている。登録された物件については、全国版空き家バンク「LIFULL HOME'S」のホームページや、当市の移住定住希望者向けサイト「いいトコ花巻」において広く情報提供を行っている。</p> <p>空き家バンクに登録された空き家については、不動産業者の仲介のもと、物件登録された方と利用登録者との間で条件等のすり合わせがなされ、合意に至った場合には、物件の売買または賃貸借契約が行われている。</p> <p>また、令和3年度からは、若者世代の住宅取得支援と空き家の有効活用を目的に、花巻市空き家バンクに登録された物件を取得し、実際に居住を始めた39歳以下の方へ、30万円の奨励金を交付しており、令和4年度からは制度を拡充し、県外から本市に移住した方もこの奨励金の交付対象としたところである。</p> <p>さらに、市外に居住していた方が、空き家バンクに登録されている物件について、売買または賃貸借契約を結び、実際に本市に移住した際には、物件の提供者に10万円の奨励金を交付することも実施しており、空き家バンク登録の一助となっていると認識している。</p> <p>移住定住の支援策としては、花巻市定住促進住宅取得等補助金という制度も設けており、県外から転入される方が空き家バンクを利用して住宅を取得し花巻に居住する場合や、市外から転入される方が市内に住宅を取得し新たに農業に従事する場合には、空き家のリフォームに要する経費、引っ越しに係る経費等を補助することとしている。この補助金については、売買の場合は上限200万円、賃貸の場合は上限100万円を補助をしている。</p> <p>また、子育て世帯住宅取得奨励金という制度もあり、こちらは18歳未満の子と同居する世帯の方が、2親等以内の親族と同居または近居するため住宅取得した場合、あるいは生活サービス拠点内に住宅取得した場合に30万円の奨励金を交付している。</p> <p>このように、市として、移住・定住の促進と空き家活用の推進に向けて様々な取り組みを行っているところであり、このような取り組みについては、チラシ配布や市ホームページ、広報等で周知はもとより、首都圏で開催される移住関連イベントにおいても周知に努めている。今年7月23日に有楽町の交通会館、9月16日に東京国際フォーラム、9月30日に東京交通会館で開催された移住関連イベントに出展して、市の職員が移住相談に乗りながら、先ほど申し上げた市の移住定住支援策、そして市の魅力等をご案内したところである。</p> <p>さらに一歩進んで、地域と行政が情報を共有しながら連携して取り組める体制づくりの推進ということについては、市としても重要なことと捉えており、東和地区では市が一般社団法人「東和作戦会議」に相談支援等の業務を委託しており、商店街の中で空き家の相談や移住定住に関わる相談を気軽にできるような体制ができている。そしてそこで得られた情報は行政と共有され、市の施策を検討する上で参考としているところである。このような体制は各地域のみなさんのご意見やご事情をお聞きしながら、できる限り整備して参りたいとも考えている。なお、皆さんのお近くに「空き家バンクに登録したい」「空き家を活用したい」という方がいらっしゃる場合は、市の定住推進課が相談窓口となっているので、そちらをご案内いただきたい。</p> <p>【建設部長】</p> <p>増加する空き家と管理の問題について、市では空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、平成28年に花巻市空家等対策計画を策定しており、現在、市内の空き家は令和5年3月31日現在、1,035件確認している。花巻市空家等対策計画に沿った取り組みとしては、毎年、所有者等が自ら管理する必要があることを認識していただくため、固定資産税の通知の際に所有者の責務に関するチラシを同封し、また、空き家敷地内から隣地や道路などに草木が越境しているなど、通報をいただいた場合は、職員が現地を確認し、所有者に対し適正な管理を促す文書を送付しており、その際には空き家バンクへの登録や、草刈等の管理業務を行っているシルバー人材センターのチラシを同封して所有者等が自ら対応していただく方法を周知している。さらに、司法書士会、建築士会等の専門団体と連携して、空き家の相談窓口を設けている。毎年、8月には2日間、空き家の無料相談会を開催し、昨年は24件の相談があり、今年も8月10日、11日の2日間、生涯学園都市会館を会場として開催し22組の相談があった。空き家の解体等に対する予算面での支援については、危険な空き家の減少を目的として、平成30年からは国の補助制度を活用して、倒壊の恐れがあるなど危険な状態の空家等の除去費の一部(上限50万円)を補助する「老朽危険住宅除却費補助金」制度を設けている。また令和3年度からは、市独自の支援として、空家等の場所に住宅や店舗などを新築することを条件に空家等の解体費の一部を補助する「花巻市空家等解体活用事業補助金」制度を新たに創設し、令和5年11月15日までの約2年半で、28件の事業認定をしている。この制度は、市内全域が対象で、解体費の2分の1で上限40万円、更に昭和56年5月31日以前の建物、いわゆる旧耐震基準のものには10万円を加算して上限50万円、また、居住誘導区域内や生活サービス拠点区域内は上限100万円となっている。このような制度を活用することで街の活性化や人口減少対策につながることを期待している。</p> <p>また、保安上、放置しておく危険なもの、衛生上有害なものなど、管理が不適切なものも、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて特定空家等に指定することとしている。これまで、特定空家等として指定したものは2件あり所有者に対し、しっかりと管理するよう助言、指導を行っており、是正されない場合は勧告を行い、固定資産税の住宅用地の特例を外す等の措置を行う。それでも改善されなければ行政代執行により市が解体を行う可能性もあるが、できるだけ所有者にしっかりと管理をしていただくよう指導している。その結果、特定空家等2件のうち1件は所有者によって解体が行われた。特定空家等に指定し所有者等による是正がなされない場合、最終的に行政代執行ということになるが、個人の財産に巨額の市税を投資すること、その費用回収が見込めないことが殆どであるため、特定空家等の認定については慎重に対応する必要がある。地域と連携しての取り組みを進める体制づくりにつきましては、空き家の所有者等の情報を取り扱うことでは個人情報保護法の観点から、管理不全空家と規定し、どこでありますが、どうしても所有者等と連絡が取りたい場合は承諾いただいた方の連絡先を記載して、所有者等にお手紙を送付することはできると思いますので、そのような案件がある場合は建築住宅課のほうに相談いただきたい。</p> <p>なお、国では、6月に成立した「改正空き家対策特別措置法」を12月13日に施行する方針を固め、関連する指針や省令の改正案をまとめたとのこと。このうち改正法で新設した区分「管理不全空き家」について、どのような物件が該当するか市が判断する際の具体的な基準を指針案として示したと聞いている。改正法は、放置すれば周囲に著しい悪影響を及ぼす「特定空き家」になる恐れがある物件を「管理不全空家」と規定し、市から除却または修繕するよう勧告を受けた場合、住宅用地に対する固定資産税の軽減措置が適用されなくなるなど、今後、空き家対策を進める方向にある。現在、詳細な指針案等は示されていないが、改正法の内容をしっかりと確認しながら空き家対策を推進していきたい。</p>

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
20	R5.11.21	市政懇談会	八日市	地域振興部	定住推進課	空き家問題について	空き家バンクの登録件数や補助金の利用実績を教えてください。	今年の8月末現在で、空き家バンクの物件登録件数は328件あり、成約件数が181件と登録された物件の6割近くが成約に至っている。また、令和5年度は新規に空き家バンクに登録されたのは11件、以前から登録されている物件を含めて7件が成約している。利用登録は444件。八日市地区では過去に1件登録された物件があったが、成約に至らず取り下げとなっている。 若者世代の住宅取得に対する30万円の奨励金はこれまで11人が利用しており、令和5年は10月までに5人が利用している。 空き家バンクに登録した物件が市外の方と成約した場合に物件提供者に交付される10万円の奨励金については63件の実績となっており、今年度は10月までに4人に交付している。 花巻市定住促進住宅取得等補助金の利用は98件である。子育て世帯住宅取得奨励金の利用は537件となっており、八日市地区では令和3年に1名が利用されている。
21	R5.11.21	市政懇談会	八日市	地域振興部 建設部	定住推進課 建築住宅課	空き家問題について	近所に空き家が4件程あるが、空き家になる前に所有者に管理等の責任などを指導することはできないか。 また、空き家になる予定の家を、空き家バンクに事前に登録することは可能か。	【地域振興部長】 将来的に空き家になる見込みの住宅について、事前相談は受けており、空き家バンクに登録する前提で準備を進めることもできるので相談していただきたい。  【建設部長】 これまでの法律は道路等に倒壊の危険があるような物件に対してのみ行政が指導できるというものであったが、国の法改正により、現在よりも少し前の段階で管理不全空き家に対して行政指導ができることになると聞いている。詳細を今後確認していく。
22	R5.11.21	市政懇談会	八日市	地域振興部 建設部	定住推進課 都市政策課	移住定住対策とコンパクトシティについて	人口が減少する中、花巻市以外でも移住・定住対策は取り組んでいると思う。近隣市町と取り合いとなると思うがどのように考えているか。 また、市内に住んでいる方を、インフラ整備された地域に移すようなコンパクトシティを検討しているか。	花巻市定住促進住宅取得等補助金の対象は、農業に従事する方を除き、県外から転入する方を対象としている。これは近隣市町等と取り合いするのは好ましくないという考え方である。 花巻市の様々な施策を活用して市内に転入する人は多く、花巻市の人口の社会増減は、ずっとマイナスであったが、ここ4年くらいはプラスになっており、移住者に対する施策は利用者も多く、役に立っていると思う。 コンパクトシティについては国全体としても進めようとしており、例えば花巻駅の橋上化を今後施工する場合、事業費の半分程度を国の補助金を活用することとしているが、その補助金制度はコンパクトシティを実施している市が適用される制度である。今年度市の一般会計予算は12月で約620億円であるが、その財源としての市税は固定資産税や市民税、たばこ税合わせても約116億円であり、大半の財源は国からの補助金・交付金などである。 また、若い世代に住んでもらうために魅力ある街を造るということは、住みやすい街にもつながると考えており、コンパクトシティの考え方で街中を活性化させることは行っている。 先日田野畑村長と話をした際には、田野畑村は2,500人の村で年間5人くらいしか子どもが生まれていないとのことであった。大迫も今は人口4,500人くらいで、年間10人くらいしか生まれていない状況である。そういう意味で、中山間地から人がすぐ減っていることは事実であり、これを逆転させることは日本全体でも子どもの数が減っている中で極めて難しく、中山間地域の人数を減らさない、あるいは、空き家を減らしていくことは難しいと思っている。 その中で、市がやるべきことは、中山間地などに今住んでいる方々が健康で快適に過ごせるようにするということであり、また市全体の人口をあまり減らさないようにするため、コンパクトシティの考え方も進めて中心部などの人口を維持していかなければいけない。2親等以内の親族と同居する場合の支援制度を作り、若い世代が親御さんの近くに住宅を取得した場合に30万円の補助金を交付することで地域の人口を維持していく施策や、コンパクトシティの考え方を持つことにより国からの補助をいただきながら街中を活性化して、市全体の人口が減らないような施策を実施するとともに、中山間地域に住んでいる方々の生活を守り、中山間地域に住んでいただくための施策も行っていく。



番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
23	R5.11.21	市政懇談会	八日市	農林部 建設部	農村林務課 道路課	大興寺地区基盤整備事業に係る花巻市道路用地の地区編入について	<p>大興寺地区の基盤整備事業については、平成29年から検討を始め、昨年度末に仮同意の徴集を終え、今年度の本同意の徴集を経て令和6年度に事業採択となる見込みとなっている。</p> <p>現時点での事業計画(案)においては、基盤整備実施区域内の市道は、事業施工対象外の土地としているが、市道白幡大興寺線には、舗装道路部分の脇に農地と同程度の高さの未舗装の道路敷が農地との間に存在している箇所がある。</p> <p>この未舗装の部分は、市道として未活用の土地であり、関係する耕作者が自己の農作業の合間をみて、草刈りを行っている状況であり、農家の維持管理に係る労力の負担軽減と、土地の有効活用の観点から、今回の大興寺地区の基盤整備事業の実施に当たり、この未舗装部分の事業区域編入についてお願いしたいと考えているが考えをお聞きしたい。</p>	<p>【農林部長】</p> <p>市道白幡大興寺線の舗装道路部分の脇にある市所有の未舗装の道路敷については、将来の市道の拡幅のため保有している用地であり、当該用地を基盤整備事業用地に編入し、農業用耕作道として整備することを希望することについては、地元の皆様の同意を得た上で基盤整備事業の地元の委員会を通じて、事業実施主体の岩手県、山王海土地改良区、市に相談していただきたい。また、当該用地を基盤整備事業の用地として編入することの手続きについては、基盤整備事業の軽微変更として対応可能である旨、山王海土地改良区から確認したので、整備に当たっては、関係機関の事業実施主体の岩手県や山王海土地改良区に協議して進めてまいりたい。</p> <p>また、農業用耕作道について詳細な整備内容に関しても、基盤整備事業の地元の推進委員会などを通じて、同様にご相談いただきたい。</p> <p>【建設部長】</p> <p>大興寺地区の基盤整備事業について、現時点では県(盛岡広域振興局農政部)から基盤整備事業実施に係る市道と基盤整備事業の境界確認の依頼を具体的に受けていない状況であり、要望のある市道白幡大興寺線の未活用の土地については、今後、事業が進捗していく中で、岩手県、山王海土地改良区、地元の基盤整備の推進委員会と検討していく。</p>
24	R5.11.21	市政懇談会	八日市	教育部	学校教育課	中学校の部活動について	<p>中学校の部活動の関係で単独の学校で大会に出場できないところも出てきている。花巻市として、中学校の部活動の地域移行に対してどのような考えを持っているのかお聞きしたい。</p>	<p>各学校の生徒が減っており、各学校で多くの部活動を提供するのが難しくなってきているが、全ての運動部と文化部を地域に移行して実施していくことは難しいと思う。</p> <p>また、先生方も今まではわずかな手当てで土日の部活動を行っており、先生方の情熱だけに頼ってやっていくことは無理なことであるので、例えば土日に限っては部活動指導員など地域の方に指導していただくといった体制を作っていかなければならない。</p> <p>現在、各中学校では、教育委員会で任用した部活動指導員や教育委員会が委嘱したスポーツ指導員に部活動の指導をお願いする形が増えており、今後もあるだろうと思う。ただし、定年延長もあり、仕事をしながら部活動の指導をしていただける人材を確保できるかという点も難しいと思う。</p> <p>生徒数が増えて、野球やサッカー等、人数の多い団体競技のチーム編成ができない学校が増えており、各学校で合同チームを編成したりスポーツ少年団やクラブチームのように学校の枠を外してやっていくかを考えなければならぬが、現時点ではスポーツ少年団等が中学校の大会に出場できる機会は限られている。また、総合型のスポーツクラブのような形で子供たちを受け入れるような体制もまだ出来上がっておらず、このような体制を作るとすれば費用負担についてなどを考えていかなければならない。学校の合同チームとする場合にも、練習場所までの送迎の問題もあり、簡単なことではない。</p> <p>国では、理想として地域移行と言っているが、すぐに実行することは無理だという話になってきており、市としても学校を単位にした部活動を維持しながら、地域のご理解を得ながら何ができるかということを総合教育会議の中で教育委員の皆さんと話し合っている。</p> <p>また、このことについて教育委員会では部活動等の在り方検討会議において関係者の皆さんと協議しており、本年度は部活動の地域連携・地域移行に向けた方針・計画を整備し、湯口中学校と西南中学校をモデル校に指定し、地域と連携した部活動の取組を始めたところである。</p> <p>もう一つ、学校の統合ということもあるが、部活動のために統合するという話にはならないので、この問題はすぐには解決しないだろうと思っている。</p>

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
25	R5.11.21	市政懇談会	八日市	教育部	学校教育課	中学校の学力向上について	<p>中学校の部活動の話がでたが、部活動を行っている反面、岩手県、石鳥谷中学校が学習面で壊滅的な状況だという話を保護者として聞くことがある。秋田県では父母会練習をやめて、確実に家で2時間以上学習できるようにすることによって状況を改善し、今の高水準の学力を保っているそうである。</p> <p>学習指導要領が変わって、国として英語を強く推し進めているが、石鳥谷中学校では1年生1学期で早くもついていけない生徒がいるように見える。</p> <p>花巻市として学習時間の確保や、英語が進んでいない子に対するの取組みはないか。</p>	<p>すごく大きな問題で、勉強をすることを馬鹿にしてはいけないと思う。</p> <p>最近読んだアメリカの雑誌に、ハーバード等の一流の大学で勉強以外の活動なども評価に入れて学生を採用した結果、学力が落ちているということが書かれていた。花巻市名誉市民の山折哲雄先生も、日本は大学も含めて、今すぐ仕事に役立つような勉強を推進しているが、役に立たない勉強をすることで人間の幅が広がると話されている。例えば、儒学を習った人たちが明治時代を作って、それを忘れた人たちが昭和の戦争を起こして日本を壊滅させたというようなことをおっしゃっていた。</p> <p>勉強すると子供たちの将来の可能性が増えるので、勉強してほしいと思うが、勉強をどうするかということについては、あくまでも教育委員会の考え方になり、市長は口を出せない。さらに、学校の経営は文科省の指導要領に基づいて行われていて、学校長の権限が非常に大きいため、学校長に教育委員会が勉強の仕方を指示することはできない。秋田県でどのようにやったのか分からないところはあるが、県全体で取り組まれたのだと思う。</p> <p>昔は中学校の部活動の県大会は年に1回しかなかったが、今は年に数回あり、小学校でも全国大会がある。部活動を頑張りたい人はそれを頑張ればいいと思うが、みんなが同じようにやる必要はなく、楽しみとしての部活動があっても良いと思う。</p> <p>厳しい部活動をやりたくない子どもと一緒に活動することは酷なことだと思うし、学校の生徒数が減って、選択できない状況になっていることが問題だと思っている。</p> <p>スポーツ・文化芸術活動を学校から地域へ移行し、やりたい人が一生懸命やる方向は正しいと思うので、時間はかかるができるだけその方向で進めたいと思っている。</p>